

## 第16回富士山世界文化遺産学術委員会における主な意見（2月26日）

## 1 「富士山登山鉄道構想」に対する提言について（報告1）

- ・学術委員会が作成した「富士山登山鉄道構想に対する提言」が、同構想に反映しており安心した。
- ・同提言において記載した、世界遺産委員会へ報告義務が日本政府にあるということ、世界遺産委員会が求める、後戻りが可能な初期段階での遺産影響評価(H I A)の実施について改めてお願いしたい。
- ・まずは山梨県の責任において、計画初期段階におけるH I Aを学術委員会と連携を取りながら進めてもらいたい。
- ・登山鉄道構想に記載した目的を達成するためにはL R Tで良いのか、他に方法があるのかを含めて本格的に議論し、構想の進み方と歩調を合わせながら、学術委員会として取り組みを続けていくべき。

## 2 ユネスコへの定期報告について（報告2）

- ・登山鉄道について、計画段階でH I Aを行うことは評価できること。そのことも記載すべきではないか。
- ・国、地元自治体、民間を含む関係者が策定した計画に従って、一体となって保存管理を行っていることを報告してほしい。

## 3 世界遺産「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル（案）について（議事1）

- ・山梨県の景観配慮条例に移行する事業について、どのような判断の下に移行したのか、学術委員会へ報告すべきではないか。
- ・山梨県は景観配慮条例の要綱等に、マニュアルを参考にする旨を加え運用したら良いのではないか。

- H I Aマニュアルは法的根拠のあるものではないことを認識する必要がある。山梨県は条例として整備しているので、法的な枠組のないプロセス（マニュアル）にどれだけ移行させるかは課題である。
- 同時に、H I Aマニュアルにあるレベル2以下にならないと中止を要請ということもどれだけ有効なのか気になっている。
- 法的根拠がない国際的な要請の中での遺産影響評価マニュアルをどう位置づけていくかということについて検討を要するという念頭をおきながら運用を続けていただきたい。